

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成26年 7月31日								
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒610-0380 京田辺市甘南備台1丁目1-3		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社椿本チエイン 代表取締役社長 長 勇 電話 06 - 6441 - 0011								
主たる業種	動力伝導装置製造業				細分類番号	2	5	3	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則				<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで									
基本方針	事業活動、製品、サービスがかかわる環境への影響を認識し、地球環境保全の視点からリーディング・カンパニーとして創造性をもって環境負荷低減に取り組みます。(つばきグループ環境基本方針による)									
計画を推進するための体制	京田辺ユニット環境管理委員会を核として、3ヶ年計画及び年度計画を策定し、その進捗及びフォローを行う。									
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率				
	事業活動に伴う排出の量	15,165.2 トン	15,456.7 トン	14,654.1 トン	14,967.7 トン	-0.9 パーセント				
	評価の対象となる排出の量	15,165.2 トン	15,456.7 トン	14,654.1 トン	14,967.7 トン	-0.9 パーセント				
実績に対する自己評価		・夏季及び冬季の節電要請により、コジェネ設備を稼働させ対応した ・一部外製品の内作化								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率			
		事業活動に伴う排出の量(生産金額(実勢))	9.00	8.82	9.41	9.28	1.89 パーセント			
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント			
実績に対する自己評価		・省エネ意識の向上及び電力不足への危機感により、省エネ活動が実施された。 ・生産金額が前年度比 91.6%と減少								
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考				
		62.0 パーセント	87.0 パーセント	108.0 パーセント	108.0 パーセント					
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	・空冷ヒートポンプチャラーに噴霧装置 12台に取付 ・熱処理設備の処理効率化と設備集約								
	(24)年度	・太陽光発電システム 150kWの導入(11月より発電開始) ・コンプレッサー吐出圧力の設定見直し(2月度実施)								
	(25)年度	・射出成形機油圧式を電動式サーボモーターへ更新(10月度実施) ・コンプレッサーインバーター式へ更新(6月度実施)								
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	・安全運転講習会の実施 ・無料送迎バスの利便性の向上								
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	いずれも即効性のある措置ではないが、継続することで少しずつ従業員の意識改革にも繋がりたい。								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考					
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン						
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン						
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン						
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン						
合 計	トン	トン	トン							
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	きょうたなべ環境市民パートナーシップに総務が事務局として参画している									
特記事項										

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。